

いなべ市と株式会社T R I P L E O N Eとの包括連携に関する協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と株式会社T R I P L E O N E（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、互いの人的資源等を活用し、相互に幅広い連携・協力関係により、地方創生に資する取組み等、諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 地方創生の推進に関すること。
- (2) 関係人口創出の振興に関すること。
- (3) 地域誘客に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) その他、本協定の目的達成のために必要とすること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期限内及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は、漏えい若しくは、本協定の目的以外の利用をしてはならない。ただし、法令等に基づく場合は又は事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、連携事項の内容及び効果について第三者に開示し、又は公表しようとする場合は、法令等に基づく場合を除き事前に相手方の同意を得るものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年12月17日

甲 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
いなべ市

市長

日 沖 靖



乙 兵庫県加古川市平岡町高畑 550-8
株式会社 T R I P L E O N E

代表取締役

北口 健太郎

